

特例株式等納税猶予税額の計算書（特例措置用）

第8の2の2表（令和5年1月分以降用）

この計算書は、特例経営承継相続人等又は特例経営相続継承受贈者に該当する人が非上場株式等についての相続税の納税猶予に係る「特例措置」の適用を受ける場合に納税猶予税額（特例株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。

(注) 1 特例経営承継相続人等及び特例経営相続継承受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2の2表）において「特例経営承継人」と表記しています。

2 非上場株式等についての相続税の納税猶予に係る「一般措置」の適用を受ける場合には第8の2表を使用してください。

被相続人	
特例経営承継人	
特例経営承継相続人等 特例経営相続継承受贈者	

私は、第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」又は第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項、同法第70条の7の8第1項）の適用を受けます。

1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算	
① 特例経営承継人の第8の2の2表の付表1・付表2のA欄の合計額	円
② 特例経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の③欄の金額）	
③ 特例経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その特例経営承継人の第1表の(①+②)（又は第3表の①欄）の金額）	
④ 控除未済債務額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）	
⑤ 特定価額（①-④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000
⑥ 特例経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（その特例経営承継人以外の者の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）	,000
⑦ 基礎控除額（第2表の③欄の金額）	,000,000
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑥-⑦）	,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑧×⑩)	⑫ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑬ 相続税の総額（⑫の合計額）	00

(注) 1 ③欄の「第1表の(①+②)」の金額は、特例経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、⑥欄の「第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、「第3表の⑥欄」の金額となります。

2 ⑨及び⑩欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 特例株式等納税猶予税額の計算

① (特例経営承継人の第1表の(⑮+⑰-⑱)の金額)	円
② 特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額（1の⑬×1の⑤/1の(⑤+⑥)）	
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）	
a (②+③-特例経営承継人の第1表の⑫)の金額（赤字の場合は0）	
b 特例経営承継人の第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の第1表の(⑨（又は⑩）+⑪-⑫)）（赤字の場合は0）	
④ (①+a-b)の金額（赤字の場合は0）	
⑤ (a-④)の金額（赤字の場合は0）	
⑥ 特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの特例株式等納税猶予税額（注2参照）	
イ (会社名) に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×イの株式等に係る価額/1の①）(100円未満切捨て)	00
ロ (会社名) に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×ロの株式等に係る価額/1の①）(100円未満切捨て)	00
ハ (会社名) に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×ハの株式等に係る価額/1の①）(100円未満切捨て)	00
⑦ 特例株式等納税猶予税額（⑤の金額（100円未満切捨て）（又は⑥の金額の合計額））（注3参照）	A 00

(注) 1 b欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、「第1表の⑩」の金額とします。

2 ⑥欄について、特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が1社のみ場合は、⑥欄の記入は行わず、⑤欄の金額を⑦欄のA欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」の⑤欄のA欄及び第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」の⑤欄のA欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。

3 ⑦欄のA欄の金額を特例経営承継人の第8の8表2の「特例株式等納税猶予税額③」欄に転記します。なお、特例経営承継人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑦欄のA欄の金額によらず、第8の7表の⑱欄の金額を特例経営承継人の第8の8表2の「特例株式等納税猶予税額③」欄に転記します。

4 この申告が修正申告である場合の⑤欄に記入する金額は、⑤欄の「a-④」の金額が修正前の当該金額を超える場合には、当該修正前の金額にとどめます（⑥及び⑦欄も同様です。）。ただし、この特例の適用を受ける特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等（期限内申告において第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」及び第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」に記入した特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に限りません。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときの⑤欄の金額は、当該修正前の金額を超えることができます。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力	確認			
---------	----	----	--	--	--